●文教地区(東京都文教地区建築条例)内の建築制限

第一種文教地区・第二種文教地区内ではそれぞれ下表のような用途に供する建築物の建築が制限されます。

第一種文教地区

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第一号から第三号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
- 二 ホテル又は旅館(前号に該当するものを除く。)
- 三 劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設(第一号に該当するものを除く。)
- 四 マーケット (市場を除く。)
- 五 遊技場又は遊戯場 (学校附属のものを除く。)
- 六 旧工場公害防止条例 (昭和 24 年東京都条例第 72 号) 別表に掲げられていた作業 を常時行う工場
- 七 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
- 八 前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

第二種文教地区

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第一号から第三号まで及び同条第 6 項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
- 二 ホテル又は旅館(前号に該当するものを除く。)
- 三 劇場、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設(第一号に該当するものを除く。)
- 四 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
- 五 前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの※
- ※「前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの」は、次に示すとおりです。
 - 1. 共同住宅の主として住戸又は住室のある階に設ける飲食店
 - 2. 前号以外の飲食店で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内に設けるも の。ただし、第二種中高層住居専用地域内に設ける飲食店にあっては酒類 提供飲食店(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営 むものを除く。)に限る。

文教地区の指定状況は都市計画課5246-1363(5階⑤番窓口)へ 文教地区の規制詳細は建築課5246-1334(5階⑪番窓口)へ

お問い合わせ下さい。